

合出てくると思います。

○近藤信一君 労働金庫から借り入れをして、一時の処置をとるということでありまされども、それはその事業所に働く労働者が、その労働金庫に加入している場合は、そういう処置がとれますけれども、加入をしていない、非加入の労働者の場合、労働金庫からの貸し出しの処置というものは、私はできないと思うのですが、その点どうですか。

○国務大臣(松野頼三君) おっしゃる通り、労働金庫は組合員でなければ貸しません。ただし組合員になることは、雇用条件を付して、千円出資すると組合員になれる。従って、労働金庫の組合員でなければ金を貸しませんけれども、その日、組合員になろうと思えば、労働条件と雇用先を請いて、千円の出資金を出せば、組合員に加入できるわけですから、特に今回になって入れないということはないと思います。今回でも、未加入者が入ろうと思えば、その条件に合えば入れるわけです。雇用者ですから、雇用者というものは、当然五人未満であらうと百人以上であらうと、雇用者の証明はつくのですから、その人でも組合費を納められれば入れるわけです。

○近藤信一君 入れることは入れますけれども、入るには一つの条件が必要と思うのです。私は労働金庫を設立した発起人になっているのですが、やはり労働金庫に出資をして、初めてその労働金庫への加入の資格というものができるわけですね。ところが、突然今まで労働組合もなかった十人ぐらいの事業所においては、私は労働組合のないところがほとんどだと思うのですよ。

そこが罹災した場合に、労働組合もない、労働金庫にも今まで加入もしていない。今度入ろうとしても皆罹災してその出資金もない。こういう場合は私は相当あると思うのですよ。そういう場合、やはりどこからも借りる道がない。こうした場合、やはり事業主はここからこれを借りなきゃならぬ。その場合に、何か国の方で補助を何とかめんどろを見ようというふうな、何かありませんか。

○国務大臣(松野頼三君) 労働金庫の運営は、比較的今回の災害の場合には、県の方からも相当そういう意味で計画を立てておられますが、愛知県の場合、大体そういう緊急な場合の融資というものを対象に十億という貸出計画を立てられました。このうち手持金が約二億くらいあります。連合会から五億借りられました。県から約三億、政府が五千万の実預金部資金からすでにこれは融資があり、従って大体計画通りいっておるわけです。そういう緊急な労働者の新規加入というものが、向うの計画の中に入っている。従って、やはりそういう方もあるのです。今までの既存の組合員以外に、そういう緊急なものも労働金庫はしなきゃいけません。面白い趣旨でこの計画を立てたのだと、私も報告を受けております。労働金庫は独立機関ですから、政府は干渉はしませんけれども、融資計画のそういう計画を立てておられるようであります。従って、もちろん労働金庫の経営からいくと、ふだんはなかなかそういう緊急の困ると思うのですけれども、こういう場合には、政府の資金あるいは県の資金を対象に、緊急な計画を立て

られる場合には、これをそういう緊急の場合には出し得るのじゃないかと思えます。これは労働金庫の運営にかかっているものでありますから私は言えませんが、私は労働金庫でそういうふうにつき、お前は組合員でないから貸せないとか、そういうようなことでなく、災害の場合には同じように今回も裁量をお願いしておるわけであります。それからもう一つ、そのほかにはどうかという、復興事業が進んで参りますと、相当公共事業が進んで参ります。そのために、今回はその一つとして、緊急にこの三分の一を五分の四で失業対策事業というものを始めますけれども、やはり復興事業になると、どちらかというと労働者が足りないのです。ある場合には労働費が高騰して困るという逆の意味の陳情も受けておるわけであります。従って、私も全然そういう方が日雇いになられることはよいことではありますけれども、雇用期間の失業保険を差し上げるのですから、その雇用期間のない場合には、私は公共事業でおそらく吸収ができる。また最近人手が足らなくて困っておるといふような職種も出て参ります。従って、いろいろ考えてみれば、災害ですから不幸な場合がいろいろありますけれども、私も私どもは何かしてすべての場合を想定してやって参りたい、こういうふうな対策を立てておるわけであります。労働金庫は、今度御承知のように非常に労働者があるものはなるべく広く入れたいという御趣旨で、組合がある場合には、どちらかというと組合員を募集までされておる。こういう場合にはお前はだめだ、そんなことは私はなからうと思う。今まで入っていないからだめだ、そういうことは、私はおそろしく今後労働金庫もとりにならないだろうと思う。

○近藤信一君 愛知の場合は労働金庫も、大臣もいろいろ陳情を受けて知っておられるだろうが、ほぼ底を突いておるのであって、県当局もあれをいろいろとお願ひしてやっておるのだが、なかなか進んでいかぬというふうなことで困っておるということ、この前も言っておりましたが、労働金庫のこととは、そういうことで政府からも出資の問題、いろいろ問題があると思うのですけれども、先ほど私が申しましたように、やはり愛知県の通勤者は、御承知のように桑名、四日市から相当たくさん来ているのです。この場合、関西線は一月も凍結してしまい、近畿日本鉄道もほとんどこれもだめだといふふうなことで、通勤者が自分の意欲があっても通勤は途絶してだめだ。そこで会社側が雇用契約の中でその処置をとるんだと、こう言われるけれども、やはりそれは今度は天災で、これは会社側の責任じゃないのです。実際は、会社側の責任でない場合でも会社側がその雇用条件によって六割補償をする。これはちょっと私は矛盾するよう思うのですが、この点どうですか。これは政府の責任で解決しなければならぬと思うのですが。

○国務大臣(松野頼三君) 災害を受けた工場と受けなかった工場とは、これは雲泥の差があると思います。災害を受けた工場は、御承知の通り物資が拂い戻して、木材も値上がりして困る、衣料品も不足している、茶わんからはしから実は非常に不足して、通産省が

いからだめだ、そういうことは、私はおそろしく今後労働金庫もとりにならないだろうと思う。

○近藤信一君 愛知の場合は労働金庫も、大臣もいろいろ陳情を受けて知っておられるだろうが、ほぼ底を突いておるのであって、県当局もあれをいろいろとお願ひしてやっておるのだが、なかなか進んでいかぬというふうなことで困っておるということ、この前も言っておりましたが、労働金庫のこととは、そういうことで政府からも出資の問題、いろいろ問題があると思うのですけれども、先ほど私が申しましたように、やはり愛知県の通勤者は、御承知のように桑名、四日市から相当たくさん来ているのです。この場合、関西線は一月も凍結してしまい、近畿日本鉄道もほとんどこれもだめだといふふうなことで、通勤者が自分の意欲があっても通勤は途絶してだめだ。そこで会社側が雇用契約の中でその処置をとるんだと、こう言われるけれども、やはりそれは今度は天災で、これは会社側の責任じゃないのです。実際は、会社側の責任でない場合でも会社側がその雇用条件によって六割補償をする。これはちょっと私は矛盾するよう思うのですが、この点どうですか。これは政府の責任で解決しなければならぬと思うのですが。

○国務大臣(松野頼三君) 災害を受けた工場と受けなかった工場とは、これは雲泥の差があると思います。災害を受けた工場は、御承知の通り物資が拂い戻して、木材も値上がりして困る、衣料品も不足している、茶わんからはしから実は非常に不足して、通産省が

全国から集めて補給しております。従って工場が——工場でも商店でも同じですが、災害を受けなかった工場と、非常に大きな災害を受けた工場との差は、おそろしく雲泥の差なのだろうと思います。そこにおいて支払い能力がないとは、常識的に言えませんが、ただ払うか払わぬか——おれのところは雇用契約は七日間だ、二十日は払わぬぞというふうな場合があるかどうかということは、はっきりとは言えないと思いますが、これが払わないということはあると思います。これはただ払うか払わぬかというところであります。その実情を雇用契約は勤続によって二十日休業補償を払うという場合もあれば、十四日しか払わないというところもあるでしょう。そういうところを心配して基準局に調査させたわけであります。そして今のところは一月月たつて、それで六割の支払いを受けておられるという話を聞いて、これはある程度休業補償の弁済のかりに一週間という期限があつても、一月月野放しに払っておられるならということ、私も安心をしたのですけれども、この場合の権利と義務ということから言うならば、払えなかったというところもあるかもしれない。それは私も非常に心配しておるのです。ところが、うででありまして、近藤委員のおっしゃる御心配は私も非常に心配して、これはどうしようかと思つて、実は実態を調査した上で議論をしたいと思つておりますが、また厳重に調査いたします。それからなお名古屋の方の記者会見のときでも、それは当然休業補償の限度は事業者が払ってもらえるだろ

全国から集めて補給しております。従って工場が——工場でも商店でも同じですが、災害を受けなかった工場と、非常に大きな災害を受けた工場との差は、おそろしく雲泥の差なのだろうと思います。そこにおいて支払い能力がないとは、常識的に言えませんが、ただ払うか払わぬか——おれのところは雇用契約は七日間だ、二十日は払わぬぞというふうな場合があるかどうかということは、はっきりとは言えないと思いますが、これが払わないということはあると思います。これはただ払うか払わぬかというところであります。その実情を雇用契約は勤続によって二十日休業補償を払うという場合もあれば、十四日しか払わないというところもあるでしょう。そういうところを心配して基準局に調査させたわけであります。そして今のところは一月月たつて、それで六割の支払いを受けておられるという話を聞いて、これはある程度休業補償の弁済のかりに一週間という期限があつても、一月月野放しに払っておられるならということ、私も安心をしたのですけれども、この場合の権利と義務ということから言うならば、払えなかったというところもあるかもしれない。それは私も非常に心配しておるのです。ところが、うででありまして、近藤委員のおっしゃる御心配は私も非常に心配して、これはどうしようかと思つて、実は実態を調査した上で議論をしたいと思つておりますが、また厳重に調査いたします。それからなお名古屋の方の記者会見のときでも、それは当然休業補償の限度は事業者が払ってもらえるだろ

全国から集めて補給しております。従って工場が——工場でも商店でも同じですが、災害を受けなかった工場と、非常に大きな災害を受けた工場との差は、おそろしく雲泥の差なのだろうと思います。そこにおいて支払い能力がないとは、常識的に言えませんが、ただ払うか払わぬか——おれのところは雇用契約は七日間だ、二十日は払わぬぞというふうな場合があるかどうかということは、はっきりとは言えないと思いますが、これが払わないということはあると思います。これはただ払うか払わぬかというところであります。その実情を雇用契約は勤続によって二十日休業補償を払うという場合もあれば、十四日しか払わないというところもあるでしょう。そういうところを心配して基準局に調査させたわけであります。そして今のところは一月月たつて、それで六割の支払いを受けておられるという話を聞いて、これはある程度休業補償の弁済のかりに一週間という期限があつても、一月月野放しに払っておられるならということ、私も安心をしたのですけれども、この場合の権利と義務ということから言うならば、払えなかったというところもあるかもしれない。それは私も非常に心配しておるのです。ところが、うででありまして、近藤委員のおっしゃる御心配は私も非常に心配して、これはどうしようかと思つて、実は実態を調査した上で議論をしたいと思つておりますが、また厳重に調査いたします。それからなお名古屋の方の記者会見のときでも、それは当然休業補償の限度は事業者が払ってもらえるだろ

う、また払えるように指導いたします
というこの発表を私はしております
が、非常にこの点は私も心配をいたし
ております。

○近藤信一君 まあ私が払わぬかの
問題は、その事業の義務があるかな
いかにできるわけなんですけれども、
私の知っているところでは、災害
は直接受けておられけれども、いわゆ
る売掛金が皆災害地域にある。その場
合に売掛金の回収ができない。それで
手形を切ったわけなんですけれども、手形
が不渡りになってしまった。それで、
これはもう十一月、十二月と待っても
らえば十一月に何とかなるから十二月
まで待ってもらいたいということをし
て、懸念したけれども、それを聞き入
れずに遂に不渡りにして差し押えてし
まった。こういうところもあるわけ
です。そういうところは、これは自分は
払いたいという気持はあっても、事実
上これを払えない事実が出てくるわけ
です。そういう場合には一体何が責
任を持つか。こういう結果が私はこ
に出てくるんじゃないかと思うので
す。自分は払いたくても現実の問題と
しては払えない。まあ自分のところの
従業員はそこで六割なら六割補償を
していかねばならないが、それも
補償できない。こういうことになる
と、その責任は持てないということに
なるのですが、こういう場合に、何か
あなたの方ではお考えになっておりま
せんか。

○国務大臣(松野頼三君) 賃金は何と
言っても債権の中では最優先という
ことで、一応民法の規定もきまつてお
ります。それから今の様な場合にも
どうするのだというところは、これは実

はそのために中小企業金融公庫と
か、政府機関の取引先には、つい先般
も通産大臣は百億以上出すのだ——も
ちろん復興資金という中には労務費も
入っているわけですが、機械だけ買う
ときしか貸さないというわけではあり
ません。その機械の中には労務費も入
れて、復興資金の融資の対象になるの
ですから、やはりそのためには金融措
置、あるいは中小企業対策というもの
にさしあたり政府が出した百億という
決済が一つはここに出てくる。こうい
うことが私どもの想定されます今日の
道であらうと私は考えております。

○近藤信一君 やはり中小企業金融公
庫とか国民金融公庫、それはあります
よ。ところが実際に差し押えられてし
まって、その信用もほとんどなくな
って、それからもう売りのかけのして
ある所は全部、差し押えの所は全部通
知してしまつて、信用は落ちてしまつ
た。こうなると銀行も金を貸してくれ
ない。今まで取引しておいた銀行も金
はだめだ。国民金融公庫も中小企業金
融公庫も、そういう状態になれば、こ
れは見通しがないからだめです。そ
ういふ場合に、実際そこは解散するよ
うな道がない。そうするとやはり従業
員に對しても、やはり払う責任も持つ
てない。こういう結果になると思うの
ですが、それでもほかから金を借りて払
え。こういうことになれば、これはも
う金融の道は断たれてしまふ。こうい
うときには、やはり政府の責任で何と
かしなければならぬと私は思うのです
が……。

○国務大臣(松野頼三君) そういうと
きは、やはりこれは解雇ということ
になりましよう。あるいは離職という
ことになりましよう。それは当然失業
保険の対象として離職によって失業保
険を受けられる。しかし労働省は、や
はりなるべく離職させたくないのだ
です。やはり雇用というものの安定を私
はやるのですから、最悪の場合は離職
すればこれは失業保険は獲得される。
しかし失業保険というものは、失業保
険を一回受けたら、次の就職が非常に
むずかしいのです。失業保険の支給期
間が長いほど次の雇用条件が悪いので
す。統計を見ますと、一カ月の失業保
険を受けた方の雇用条件と、六カ月受
けた方の雇用条件はうんと違つてく
る、どうしても今の統計が……。心配
なことは、なるべく失業保険は短期間
にして次の再就職というのをあつせ
んしませんが、失業保険を延ばすとま
すます雇用条件が悪い。そういうこと
で、何とか私は離職というのをさせ
ずに、転業という道なるべくそのと
きにさせてもらいたい。また私も職
業安定局の指導で、なるべく転業をや
る。なるべくそういう意味において私
は失業という言葉は使いたくない。同
時に、失業保険というものをすべての
生活保障にするということとは、非常な
最悪の場合は仕方ありませんが、でき
れば再就職という方向に私たちは努力
している。その意味でありまして、災
害によつて非常なお気の毒な方がある
ならば、なるべく私は転業を大いに進
めたい、と同時に、公共事業という臨
時的なものはいいいのですが、公共事業
に永遠に就職させるということとは、こ
れはまた考えものであります。やはり
暫時その場合は公共事業に勤めて、し
かし雇用関係だけは何とか結んでおき
たいという指導を今進めております。

○近藤信一君 いずれにしても今
度の特例で、通勤が途絶したそうした
人たちに對する政府の措置が講ぜられ
ていない、こういう点はいけない。や
はり当然天災による交通の途絶である
から、政府が責任を持つべきじゃない
か、私はこう思うのですが、その点は
よく考えていただきたいと思ひます。
○国務大臣(松野頼三君) それで、今
のところはそうやって順調に休業補償
が支給されております。近藤委員の
おっしゃるような工場ばかりではない
のです。かりに言うならば、何のこ
とはない、丸もうけじゃないか。こうい
う、悪いと言つておかしいのですが、
失業保険会計から見ると、うちのもの
を失業保険に入れるとなるとこれは
非常に大きな問題になつてくる。今ま
で順調に六割払つて、事業者がその計算
で今日やっておられるのに、もたら
るものはみなもらえ、全事業者が六割の
失業保険を取られるというならば、失
業保険の本旨からいって、それは少し
行き過ぎだ。近藤委員のおっしゃるほ
うな趣旨が私どもわからぬわけじゃ
ありませんが、全部の工場がそうでは
ありません。そうすると、失業保険の
会計がいたずらに不当な事業の援助基
金になつてしまふ。これはまた失業保
険の本旨からいって、非常に気の毒な
方に上げる失業保険の積立金が、そ
ういふ事業者によつて全部に払つて参
たら、将来これはまた逆の意味で大へ
んな問題が起きやしませんか。近藤さ
んのおっしゃるその工場について、私
もわからぬわけじゃありません。しか
し、失業保険を全部すべての工場にや
れというのは、工場主はどちらかとい

うと思われ失業保険からの補助金がき
たようなものでして、これは私は忍
びがたいことじゃなからうかと思ひ
ます。

○近藤信一君 最後に一つ今度この場
合はどうなりますか、特例法が適用さ
れますか。たとえば失業保険に加入し
ておつて、事業主がいろいろと事業の
都合で保険金を納めていなかったとい
うあれがしばしばあるわけですね、そ
うあれがしばしばあるわけですね、そ
の場合に、もう何カ月も滞つておつて
災害があつた。この場合に失業保険は
適用されますか、そういう事業主に対
して。

○国務大臣(松野頼三君) この六カ
月の延納はもう延滞金なしで認め
ます。三月三十一日までは無条件で認
めます。しかし災害前のこの滞納金と
いうのは、これは災害によつて起こつ
たんじやないですから、この責任はあ
くまで私ども残したい。三月までは災
害ですから、これはかりにそういう工
場でも三月までは延納を私ども認める
つもりです。しかし、三月過ぎたらも
う前のは帳消しかというと、そうはい
きません。前のは問題は別ですから。
この六カ月は延納は延滞金なしで認め
るを延納して、凍結すると申します
か、一時それは見送ること、これはい
たします。しかし三月過ぎてからは、
やはり災害前のその債務というのは、
これは引き継いでもらわなければいけ
ない。それも全部帳消しというわけに
は、これはいきません。

○委員長(藤田藤太郎君) 関連して。
労働省にお尋ねしますけれども、今の
失業保険金の積立金というのは幾らか
ということが一つ。
それから今十七億と四億——二十一

億予備金からお出しになるというのだから、さつきから失業保険の会計云々という言葉がよく出てくるんだけれども、本来災害は突発的に起こった問題だから、一般会計から注入して補てんをするという御措置にはならないのかどうか。そういう点のお考えを一つ。

○政府委員(百田正弘君) 三十三年度末、つまり本年度三月三十一日現在におきまして積立金は六百億でございます。

それから第二のお話でございますが、本来これは社会保障制度審議会でも御議論がありまして、災害だから、失業保険に金があるからといって、これから失業保険を適用してやっていくというのは妥当ではないのではないかと、というふうなお話もございました。

○委員(藤田藤太郎君) もう一つ。問題はそこのところあたりがポイントだと思ふのです。だから失業保険の会計から、適法として出すというところ、に今のようない問題がある。通勤者云々という問題が出てくるので、一般会計から災害を救助するという建前で補助をするというところに踏み切れば、別にその議論をしなくても、あまり問題がないのではないかと私は思う。それから、もう一つほとんどの人が休業補償、休業補償というの大体六割ですけれども、大抵数にして監督署でつかまれている、受けた人が何パーセント、休業補償が何パーセント、これはわからぬですか。

○政府委員(百田正弘君) 大臣から先ほどお話がございましたのは、徴収の面につきまして、特に今度の災害の面におきましては、失業保険金は大体その月分を翌月末までに納めることになっておりまして、それを過ぎますと若干の追徴金がつき、あとは延滞金がつくという形になる。今回の場合には失業保険金の納期の延長を認める。納期の到来しているものにつきましては、事故のやむまで延滞金が進行しないこととしております。そういう徴収の方面からお話がございました。今、近藤先生の御心配の点は、そういう滞納のあった事業所が休業をした。それで休業をした場合に、滞納しているから失業保険金がもらえないのじゃないか、こういう御心配じゃないかと思ひます。失業保険金につきましては、この点、われわれとしては、できるだけ徴収しなければいけません。徴収と給付というところは直接にリンクいたしておりません。従って徴収の方は徴収の方で事情の許す限り取り上げますけれども、給付の方はちゃんといたしますから、その点の御心配はないと思ひます。

○近藤信一君 もう一つ。これは特別の例だと思ふのですが、工場を始めて一カ月もたたないうちに今度罹災して再起不能に陥ったような場合は、一カ月ぐらゐで、従業員もまだ失業保険金の資格もない、こういう場合に、今後六カ月間納入猶予があるとしても、それは再起不能に陥ってしまったらだめだということになるのですが、その場合どうですか。

○政府委員(百田正弘君) ただいまの場合ですと、従業員につきましては初めてその事業所に入つて被保険者になったというだけで、これは今度の場合休業いたしましたしても、失業保険の給付の対象にはなり得ないわけでございます。ただし、その以前一年間におきましてほかの事業所その他において受給資格がありますれば、この者は失業保険金の受給対象になり得るわけでございます。またそれが再起不能に陥つて工場がつぶれたということになりますと、工場に對しましては、その後はもちろん失業をして賃金も支払われませんが、今後の徴収の対象になつていくわけでございます。ですから最悪の場合には差し押えとか何とかいうことまでいたしていくわけでございます。従業員につきましては、再起不能でございますので、再び復帰するということはないことになりまして、これは通常の離職というところになつて参りますから、前にその事業所で離職前一年間において資格がありますれば、通常の失業保険金がその者については受けられる、こういうことになります。

○委員(藤田藤太郎君) ありませんか。——それじゃ私から一つ失業対策事業の四分の五の点で、資料費の二分の一、事務費の五分の四ということになっておるのですけれども、大体何人くらい対象となりますか。県の財源が枯渇しておると私は思うのですけれども、財源はどのくらい予想されているのかということが一つ。

○政府委員(百田正弘君) 今度の失業対策事業の特別措置法の対象になるところにつきまして、われわれが一応予算要求のときに予想いたしました数字は、従来失業対策事業をやつておりまして災害のこの指定を受ける地域、これにつきましては大体一億円程度と考えております。さらに新しく今回の災害において失業対策事業——失業者が出たために一時的でも起こさなければならぬ、それから従来のワケをさらに増加しなければならぬというふうな点、これは大体一億円程度になっております。先般大抵の災害地の政令の指定基準がござりまして、具体的には今各県とも連絡しておりますので、この数字は今後異同があると思ひます。なぜこれを八割じゃなくて十割にしなかつたかというところでございますが、実は失業対策事業だけの観点から申し上げますと、他の災害復旧事業といったた

○政府委員(百田正弘君) 大臣から先ほどお話がございましたのは、徴収の面につきまして、特に今度の災害の面におきましては、失業保険金は大体その月分を翌月末までに納めることになっておりまして、それを過ぎますと若干の追徴金がつき、あとは延滞金がつくという形になる。今回の場合には失業保険金の納期の延長を認める。納期の到来しているものにつきましては、事故のやむまで延滞金が進行しないこととしております。そういう徴収の方面からお話がございました。今、近藤先生の御心配の点は、そういう滞納のあった事業所が休業をした。それで休業をした場合に、滞納しているから失業保険金がもらえないのじゃないか、こういう御心配じゃないかと思ひます。失業保険金につきましては、この点、われわれとしては、できるだけ徴収しなければいけません。徴収と給付というところは直接にリンクいたしておりません。従って徴収の方は徴収の方で事情の許す限り取り上げますけれども、給付の方はちゃんといたしますから、その点の御心配はないと思ひます。

○近藤信一君 今、大臣が罹災した工場は六カ月ですか、今猶予がある。しかし、それ以前の保険金の滞納、これが、私は今までの例からいうと、だ

○政府委員(百田正弘君) 大臣から先ほどお話がございましたのは、徴収の面につきまして、特に今度の災害の面におきましては、失業保険金は大体その月分を翌月末までに納めることになっておりまして、それを過ぎますと若干の追徴金がつき、あとは延滞金がつくという形になる。今回の場合には失業保険金の納期の延長を認める。納期の到来しているものにつきましては、事故のやむまで延滞金が進行しないこととしております。そういう徴収の方面からお話がございました。今、近藤先生の御心配の点は、そういう滞納のあった事業所が休業をした。それで休業をした場合に、滞納しているから失業保険金がもらえないのじゃないか、こういう御心配じゃないかと思ひます。失業保険金につきましては、この点、われわれとしては、できるだけ徴収しなければいけません。徴収と給付というところは直接にリンクいたしておりません。従って徴収の方は徴収の方で事情の許す限り取り上げますけれども、給付の方はちゃんといたしますから、その点の御心配はないと思ひます。

○近藤信一君 もう一つ。これは特別の例だと思ふのですが、工場を始めて一カ月もたたないうちに今度罹災して再起不能に陥ったような場合は、一カ月ぐらゐで、従業員もまだ失業保険金の資格もない、こういう場合に、今後六カ月間納入猶予があるとしても、それは再起不能に陥ってしまったらだめだということになるのですが、その場合どうですか。

○政府委員(百田正弘君) 今度の失業対策事業の特別措置法の対象になるところにつきまして、われわれが一応予算要求のときに予想いたしました数字は、従来失業対策事業をやつておりまして災害のこの指定を受ける地域、これにつきましては大体一億円程度と考えております。さらに新しく今回の災害において失業対策事業——失業者が出たために一時的でも起こさなければならぬ、それから従来のワケをさらに増加しなければならぬというふうな点、これは大体一億円程度になっております。先般大抵の災害地の政令の指定基準がござりまして、具体的には今各県とも連絡しておりますので、この数字は今後異同があると思ひます。なぜこれを八割じゃなくて十割にしなかつたかというところでございますが、実は失業対策事業だけの観点から申し上げますと、他の災害復旧事業といったた

ます。これは下水道法の方の関係で、実は建設省の災害復旧の所管になっております。それから考慮されていると、こういうふう聞いております。

○近藤信一君 その糞尿も下水道を通じていくやうがあるのですか、その分もやはり建設省ですか。

○政府委員(尾村偉久君) パイプの問題は、これは糞尿とその他を分けませんで、これは一貫して下水道のパイプの中の物体ということで、これは建設省で所管することになっております。

○勝俣稔君 この「ふん尿の処理その他政令で定める清掃」ということは、どういうことを考えておられますか。

○政府委員(尾村偉久君) これはごみでございます。

○勝俣稔君 土砂なんか道路へ出てきたのは、糞尿もまじってきているのが、そのときは一体どういうようにするつもりですか。

○政府委員(尾村偉久君) これは一応たとえばごみと申しましたが、汚泥、それからへい酸、これを今度含んでいるわけでございますが、今の糞尿単独でございますと、これは糞尿処理に当たりますが、今の土砂等と適当にまざっている場合には、これは大部分がきたない土砂ということで、これは土砂の方の扱いでございます。

○勝俣稔君 土砂等が道路にまで出てきたのは、これはこちらの方で処理するのですか、建設省の方ですか。どちらですか。

○政府委員(尾村偉久君) これは道路の上でも、いわゆる大掃除の時なんか道路に並べますけれども、これはまあ清掃であり、それから今度のような災害で、道路そのものに、何といひますか、土砂を家から排出したりあるいは流れてきて、多数残るわけでありまして、これは建設省、道路の保持、維持ということ、今度は分けていくわけでございます。

○勝俣稔君 道路のいいですが、家の中へ入ってきている泥はどうなんでしょうか。

○政府委員(尾村偉久君) これは厚生省所管である災害救助法の分担と、それからその持ち出しということ、これは清掃の対象、こういうことになります。

○勝俣稔君 家の中へ普通ならば入るべきやうなんですが、道路へきたやつを道路に持ち出してしまつと、道路の方が始末するのですか。

○政府委員(尾村偉久君) ただいまのように、家の中への災害で自然的に流れ込んだやつ、これはもう掃帚と一緒に外に運び出すと、これは清掃の対象であります。道路に置いたわけでありまして、それからそうでなく、今度の状況もそうであります。二十八年度も何尺も川があふれてきて、いわゆる川の泥が全部そこを満たしたと、あるいはこれは道路維持の方の建設省、こういうふうには実は理屈よりも分け合っている、こういう形になっております。

○勝俣稔君 理屈はいいけれども、実際はなかなかむずかしいと私は思うのです。うまくやって下さい。

それから水道のことについてちょっとお聞きしたいのでございますが、今度の伊勢湾台風なんかで、おそ

らくみんな井戸が埋まっちゃつたろうと思う。そういう所は、またその井戸を掘るといふことはまた大へんなことじゃなからうかと思う。それよりも、その関係の連中が簡易水道をやるうじやないかという方が、正しい順序じゃなからうかと思ふのでござい

ますけれども、こういうことは復旧になるかならないか。今回のこれに、何とかうまい方法でやってもええまいかというように私は考えるのでございすけれども、そういう点はどういうふうになっておりましたか。

○説明員(聖成稔君) ただいまの勝俣さんの御質問でございますが、御指摘のように海水が長期にわたつて井戸の中に浸入したというやうなことで、事実上井戸が使用にたえないといったやうな場合、あるいは土砂で埋まつたやうな場合、こういう場合には、先生おっしゃいましたように簡易水道を新設した方が、新たに井戸を掘るより合理的であると、こういうふうには私も考えておるわけでありまして、その点は、すでに現在御審議になっております特別措置法の第二条で、そういう場合の新設ということはどうもございせん

蔵省の方と了解済みでございます。

○勝俣稔君 簡易水道の補助が二分の一である。これは非常に四分の一を二分の一にして、特別に取り扱つても

らつたから非常にけつこうなでございすけれども、今度のような災害は、山間僻地の方にたいふ簡易水道が引かれておる。そこが非常にやられておる、まあ損害が広い範囲にやられておる、やられた所はほとんど根こそ

ぎにやられたやうな調子になっておる所が山梨県等にも長野県等にも相当あるんじやなからうかと私は思うのでございすけれども、こういう所では、私はこういう二分の一というのでは少ないのじやないか、三分の二ぐらいは少なくともやっていたかなければ困るんじやなからうか、こういうやうに思うのでございす。法律でこういうやうに原案で出てきておる、今さら云々というのじやないのですか、何か特別な方法でめんどろを見てもええやうなことができるかどうか、行政的に何らかの方法が講ぜられるかどうかというところをお聞きしたいと思ひます。

○説明員(聖成稔君) 確かに二分の一では低率ではないかという御意見は、いろいろ私も承知いたしておるわけでございますが、一面水道事業は、簡易水道もさうでございす。収益事業であるというやうな点から参りまして、これ以上の高率補助が非常にむずかしい、かように考えておるのであります。従ひまして、残りの自己負担分につきましては、極力起債のあつせ

んをいたしまして、そうして復旧を促すわけでありまして、また、従来も年々簡易水道の災害復旧につきましては、さうな方針でおおむね復旧に支障なくやつておるやうな状況でございます。

○勝俣稔君 従来のはちやうと違ひまして、今度の災害は、ほとんどだん水の出ないやうな所が川になって、泥土が流れてきて、家ごとみんな持っていつてしまふやうなのが山間におけるところの被害である。この損害は非常に大きな損害である、営利事

業で、特別会計で料金取れるからというの、これは普通の水道の方のやうな平地の方であるならばあれでありますけれども、取るといつても貧乏になつてしまつて、いかにもどうもにちもさつちもいかにぬというやうな調子のところは、何かほかの方法でまたそれを補えるものであるかどうか。

○国務大臣(渡邊良夫君) これはこのたび四十二億の特別交付税を被災地域に回してございまして、この水道について二分の一とすべきではないか、こういうことから話し合ひをいたしまして、自治庁の方も大蔵省もその点認めて、何らか果において交付税の中

から幾らか補助しよう、こういうことになっております。

○近藤信一君 今の問題に関連するのですが、やはり勝俣委員が言つておられますやうに、今度の場合には簡易水道が壊滅状態に陥つておる。特に町村において二月も水につかっているというやうな所は、その地方財政自体がもう再び維持できるかどうかからぬ点があるわけなんです。そこに対して二分の一の補助ということになれば、あとの二分の一を負担しなければならぬ、その負担能力もない、今、厚生大臣のあれでは、地方交付税によつて云々という話がありますけれども、私はやはり当面の問題としては、この人たちが考えることは、あとの水道どうするのだというところで、相当悩んでおられると思ひます。そういう点から考

へると、この原案の二分の一というの、非常に私は問題があるのじやないか、かように思ひますが、大臣その点どうですか。

○国務大臣(渡邊良夫君) この点、多分

相当問題になりはせぬかと思ひまして、私も相当心配したわけでございまして。自治庁の長官ともよく相談いたしました。自治庁から強い指導をいただいた。簡易水道なんか壊滅状態に陥った所については、特別に四十二億の、特別の特別という交付税で性格を持っていくものでございまして、それを県で相当見てもらおう、うっかりしているという、知らないでいる地方があるだろうと思ひますので、この点は強く自治庁に要望してあります。自治庁長官もそれを快く引き受けていくわけでございまして、この点を地方に徹底していただきたいと、かように思ひております。確かに二分の一では不足するということは、私も考えております。

○近藤信一君 交付税でいろいろめんどろ見られるということになるけれども、やはりそれが地方自治体でいろいろとやられるわけなんです。ところが範囲が広い場合に、今、厚生大臣も言われたように、範囲が広いとあつちもこつちもということになると、忘れがちになるような所もなきにしもあらず、こういう点も考えられるので、やはり法律措置として二分の一でなく三分の二というところで、負担は少なうしてやる、これが私はあたたかい厚生省としての気持ちじゃないかと思ひますが、その点いかがでございましょう。

○向井長年君 関連。大臣は大体二分の一じゃ不足だということを認めておられるわけですね。そうして交付金等で一つ自治庁も十分考えるように措置してもらおうということを言われているのですが、当然不足だということを認識されておつて三分の二になぜできないか、この点ですね、認識されているなら、これはもう強く今までの委員会でもたびたび要望されている問題なんです。それが、それを二分の一だということではないかなければならぬという理由はどういうところにあるのですか。

○国務大臣(渡邊良夫君) やはり先ほど事務当局からも申しましたように、収益事業であるということ、それから自治庁で認めてもらえること、まあまあということである、これのこと、確かに、単に二分の一の補助ということになりますと、不足という感じはいたしますけれども、ほかの方でこれが償いができるといふ点からいたしまして、私もこれを了承したわけでございまして。

○近藤信一君 尿尿処理の方においてはこれは三分の二が適用になる。ところが簡易水道の方においては二分の一、こういうことになると、これは全く片手落ちな処理じゃないかと私は思ひます。その点はどうか。

○政府委員(尾村偉久君) この点は同様な衛生施設なので、いずれも大事なことでございまして、ただ水道は先ほど御説明いたしましたように、いわゆる収益事業、料金を取つてこれをやる、一方の方はほとんど不可能なことでありまして、市町村それ自体の出しっぱなしというのとはちがひがあります。その差で、起債とかあるいはその他の方法で埋め合わせれば、長期に回収ができる、その差で補助率、いわゆる国の負担額の差額、これはまだんのものについて同様でございまして、平素もその差がついていくわけでございまして。四分の一が簡易水道の補助であり、それからたとえば先ほど出

ました下水等の始末処理は三分の一である。それから大水道は全然ゼロで、これは起債でもつぱら処理する、かような區別がついておられますので、この場合にもこういう色がついたわけでありまして。

○近藤信一君 同じ公衆衛生関係で、水道の方は料金を取るのだと言われるけれども、尿尿の方もやはり料金とつて処理されておるのだから、たとえばくみ取り料なら一たる幾らとか、それから水洗の方ならば料金は下つてきまされども、その理屈は私は同じじゃないか、料金を取るという点になる。その点どうですか。

○政府委員(尾村偉久君) 尿尿やごみの方は、ただでなく、確かに収集料というのを取つておられますが、これの終末までの料金は取りませんが、全国的に見ますと、大体実際に運営の場合に三分の一が最高の料金収束額でございまして、これに對しまして水道は、何年かの計算で資本投下も償却される。それから実際に売つておる処理の水もすべて回収できる、こういういわゆる収益率の差ということではござい

○近藤信一君 私はその考えはちよつと違ふのじゃないかと思ふ。片方は腐つたものを処理する方だ、片方はこれから生きていく人間が飲まなくちゃならぬ、ここに私は大きな問題があるのじゃないかと思ふのです。今当面腐つたものの処理はほとんど今やつておるが、飲むということになる、この壊滅状態である所は、これは一日も早くこれを回復しなければならぬ、復旧しなければならぬ、それがなかなか二分の一の補助では、当面あ

の負担分ができないだろうということ、これがだんだんとおそくなるというふうな結果になれば、これを非常に疫病関係にも関連してくるのじゃないか、こうなれば、簡易水道の方がやはり重要な点でなかろうか、こういうふうに私は考えるのですが、どうですか。

○政府委員(尾村偉久君) この点は、確かに先ほど勝俣委員からも御発言ございまして、全国の今度の五百年十カ所の簡易水道全体ではございせんが、確かにもう村の何れも、自治体、個人としては別といたしまして、村の何れもか引つくり返されていくような例外的にひどい村がそのうちの何パーセントもある。それにつきましては、ほんとうを言いますと、二分の一はおろか、三分の二でさえという事もあるかと思ひます。こういう例外的の問題でございまして、実は一般の簡易水道につきましては、二十八年のときの災害も二分の一という実績があるわけでございまして、大部分はこれでむしろかなり早く完全にいく。ふだんの倍の率でございまして、二分の一です。それから、起債の世話なしは交付税の埋め合わせというところで、これは大体目的は十分達せられておる。例外的の部分だろつと思ひます。これにつきまして、できるだけ運営の中

で、たとえば補助金の対象の何と何を取り上げるかというふうなことで、できるだけそれはそういうところについてはうまくいくように運営したい、かように存じております。

○近藤信一君 今言われましたように、例外的に何パーセントかと言われれば、たゞ愛知県の海部郡の十四山とか、あの辺になりますと二

カ月以上冠水しておつて、そうして村の場合、ほとんど財政というものは行き詰まっちゃつて、いつ再建ができるかどうか、事態が今むずかしいという状態なんです。実際の財源を失つてしまつて……。また、その町村民、山村民も生計を全部絶たれてしまつた。こういうことになる、ことに私は二分の一ということになるとこれはなかなか事は問題だと思ひます。そういう生計も失ひ、村財政もほとんど壊滅してしまつた。そういう所は一体何を基礎にして簡易水道を今後やつていくか、こういうことをまず考えなければならぬと私は思ひます。その点どうですか。

○政府委員(尾村偉久君) ただいまのような、特定の村財政が非常に困難な所、幾つか例外的な問題は非常に同情せねばいかぬと思ひまして、従いまして前半はこの法律で、二分の一で大部分は済みますが、そういう例外的のも

のは、実際の補助の運営の中で対象になる、いわゆる復旧対象になる。補助を与えるものがこれは水道施設ということで、何もかもでなく、これはもう限定されるわけでございまして、この場合の取り上げ方の運営で十分めんどろを見ていきたい。こういうことによつてこの例外措置をとりたい、こう存じます。

○勝俣稔君 私が言ひ出したつてなものですから、何とか一つ私も心配していただきたくと思ひ、またいつまでも議論しておつてもしょうがありませんが、簡易水道といつても、それは平らの所、簡易水道をやつて、愛知あたりの方は違つてございまして、ほかの方でも簡易水道施設だけはやられたと

いうような、あるいは衛生問題の方ではやられたというような所は、今の二分の一でやっていけるかもしれない。しかし、もう根本的に村がやられたような所なんかは、もうとてもやっていけないから、こういう面については、今も大臣は交付税等で十分見てやろう、こういうような意味合いで、私は少なくとも三分の二以上のものを何とかしてもらいたいというように考えるのでございますが、なお今までのそういうような所なんかは、査定の場合に引き込み線なんかの分もやはり少し何とか見てもらえるようなことになれば、よほどその点は緩和してくるんじゃないか。簡易水道の大体は、本管だけ、本線だけの簡易水道の補助対象になっているというのですが、今度はもう自分の方からまた出さなくちゃ自分の家に引き込みができないという状態になっておる。こういうようなところをやはり行政的に十分見てもらえるということになれば、相当その部落民も助かるんじゃないか、こういうように思いますが、これも今までの厚生省の原則からは少しはずれるかもしれないかもしれません、しかしこういうときでございますから、そういうたような線も十分考え下されたならば、私は今の四分の一のときのあれとは、よほどそういう点が変わってくるから、二分の一でもよほど楽になるのじゃないか。しかしどうしてもそれではいけないというような所は、一つぜひ交付金で……。われわれの県なんかにしてもそうでございます、二分の一でも十分いける所もあるし、またどうしてもこれではたんだめだという所もございいますから、そういう所、県から見

てどうしてもいけないというような所は、交付金を少しくこちらの方で、大臣の先ほどのお話しのような御趣旨の指令を出していただきまして、そうして十分やっていただくというように……。要は、簡易水道を直していただいて、そうして十分に補助もいただいて、そうしてやっていると。その辺のところがございいますから、その辺のところが一つ厚生大臣に私はおまかせしまして、一つお願いしたい。こういうように思っております。

○国務大臣(渡邊良夫君) さよう決定するように取り計らわせていただきます。

○近藤信一君 しかし実際厚生省としては、二分の一はもう無理だということでは、二分の一はもう無理だということでは、実際予算措置の問題でできなかったと思うのだが、何かほかの方法で考えられる点、あるいは勝俣委員が言われたように、行政の面で何か考えるところか、何とかそういうことでできますか。

○国務大臣(渡邊良夫君) 自治庁と関係省とよく話し合ひまして、また地方庁ともよく話し合ひまして、それで運用の面で十分考慮いたします。

○委員(藤田藤太郎君) ちょっと私から……。今の特別地域については運営でやりたいという考え方が一つ。それからもう一つは、四十二億の交付税の中から地方庁がこの問題について補助をするという二つが出ておるわけですが、そうすると被害の大きい所は、今厚生省も言われているのだが、この委員の方々が言われているように、三分二もしくははもっと困難な所はそれ以上の処

置は、大体運用の面と交付税の地方庁の補助でできると理解していいので。○国務大臣(渡邊良夫君) そのように解釈してけっこうでございます。

○近藤信一君 それじゃ簡易水道の点に、今、大臣から御答弁があったように、まあできるだけのことをするという答弁で、運用の問題で処置するということでございますが、もう一つ私は尿尿の問題で、たとえば尿尿処理をする場合に、都市でいうと船を使ってやっておるのですがね、これは、その船は尿尿のその貯留槽ということでは、これは考えてもいいのですか。

○政府委員(尾村健久君) これは具体的に、名古屋で東京から船舶を回してもらいました、湾内投棄を災害のためにやりました。湾内投棄を災害のために要しました経費は、今度の対象になる。すなわち、その他尿尿の処理の中に入るようにいたしております。ただし、船を買ひ込む、建造する費用、これを今度は見えておりません、これは無理なこと……。船による投棄に要した費用は見ることにしております。

○近藤信一君 従来手持ちの船があったので、それが今度の台風によってこわれたりなんかして、それを今度新しく作るという場合、改造、また修繕とか、修繕がきかないやつはどうしても作らなければならぬ、こういう場合はどうですか。

○説明員(聖成松君) 平常時におきましても糞尿の処理につきましては、極力陸上処理施設を作っていく。従いまして、下水道の終末処理場さらに尿尿浄化槽等の陸上用諸施設をやって、極

力海洋投棄をなくしていきたいというのを基本的な方針にいたしておるわけでございます。従いまして、従来からも尿尿投棄船につきましては、特に補助金等平常の場合においては出しておらないわけでございます。今回の名古屋の場合には、先ほど局長がおっしゃいましたように、ああいう特別の場合で困りましたので、東京湾で使用しております大型の海洋投棄船を名古屋に使用したわけでございます。それ以外に近藤先生御指摘のように、小さな投棄船を使つたかもしれないけれども、その尿尿投棄等に要した費用は、これは清掃の経費として補助の対象にいたしております。その船がいたんだからそれを復旧するところまでは、現在考えておりません。

○近藤信一君 その復旧というところまで考えていないということですが、現実の問題として、やはり尿尿貯留槽が破壊されてそれを修繕しなければならぬ、それまではこれは実際使えないのです。そういう場合は、やはり今の手持ちの船、今借りておりますけれども、借りたやつをもういつまでも借りていくわけにもいきまいから、こわれたのを復旧しなければいけない。それは急ぐ問題ですね。そういうときは、それが含まれないということには、ちょっと片手落ちじゃないかと私は思うのですが、どうですか。その点。

○説明員(聖成松君) その先生のお話は、愛知県方面のお話だろうと思うのですが、実は従来からあまり名古屋では海洋投棄をやっておらなかったように私承知いたしておりますけれども、今回そういう災害に關連して特にそういう海洋投棄を大型船でやりました以

外に、まだ必要があった、なお当分貯留槽の復旧までそれを継続しなければならぬというような事態にあるかどうか、さらになお詳細に調査いたしまして、この法律にもございいますように、三条の二に、「野りゆうそう、し尿積換所その他政令で定める若しくはふん尿を処理するために必要な施設」ということとございいますので、もし実情を調べてみれば、政令の段階で事務的に検討したい、かように考えております。

○委員(藤田藤太郎君) それでは一つ先ほどの質疑のあった中で確認の意味でお聞きしたいのですが、一つは、下水道は建設の所管になっております。だから建設省がやるのであるという。だから建設省がやるのであるという。それから、終末処理場は厚生省ですから、その間の関連作業はむしろ厚生省が積極的に建設省に申し出られて処理をされる気持があるかどうか。やっておられるかどうか。

二番目は、勝俣委員のおっしゃった井戸がくずれて、簡易水道の場合には大蔵省の了解を得ているということでありましたが、そういうときには今度の災害の補助率を適用しておやりになるのかどうか。二点を一つ確認しておきたい。

○説明員(聖成松君) 第一点の問題につきましましては、建設省とも話をいたしておりました。管渠の復旧は私どもの下水の終末処理場と同じ率の三分の二で復旧するということに承知いたしております。それから管渠の中にございまず土砂でございいます。先ほど問題になりましたけれども、これを排除する点につきましましては、私どもが事務的に

実は中小企業の一般災害融資は、本年十月三十日の閣議決定に基づきまして、すでに発動いたしておるのでございます。医療機関の災害融資につきましては、まだ法律案が通過いたしませんので、発動できないのであります。通産省に対しまして、医療機関に対してでもできるだけ他の一般中小企業と差別をしないで、一つ公平にやっ

てもらいたいということをお願いして
おる状況でございます、ただいま御
懸念の点、全く同感でございます。今
後関係各省と連絡をして、遺憾のない
ようにいたしたいと思っております。

○政府委員(石野信一君) 御質問の点でございますが、今日まで、と申しまゝすと、二十日現在ですが、貸付の決定をいたしましたのは、国民公庫が二十一億、中小公庫が二十四億程度、それ

で、御承知のように計画として国民に四十二億、中小に六十三億ついているわけでございまして、四半期別の関係で、第三・四半期、国民に二十八億、

方は半分々々という考え方で、一応第三・四半期三十二億、それから第四・四半期に三十一億というふうに予定いたしておるのでございますが、そうい

う意味で総額として金が足りなくなる
という心配は、まあないというふう
に考えておりますが、御指摘のよう
に第三・四半期の金が、この計画か
らいくと少し出足が早いので、足り
なくなる

のではないか、こういう問題があると思うのであります。従ってそういう点につきましては、全体としても景気がいいというような関係もありまして、

期の方がふえて、第四・四半期のもの

が繰り上がると申しますか、早く出てくる可能性もございますので、実情に応じて第四・四半期の分を第三・四半期に繰り上げるというのを考えております。それと、法律案が通らなければ出せないという点でございますが、この点につきましては、一応とにかく貸しておいて、例の三年間百五十万円まで六分五厘というような基準が、この法律案が通りましたら、あとでその契約を交えるというようにことをいたすことで、これは一般の中小企業の場合も、百万円のがきまるまでは一応日歩三厘で貸しておきまして、あとで契約を交えるというふうにいたしましたのでございます。従いまして、この法律案が通りますまでは全然貸さないというところはございませぬけれども、なるべく早く法律案を通していただきまして、そして軌道に乗りました方が処理もしいかと思ひますが、そういう意味で、法律案が通るまで貸さないというところもございませぬ。資金の方は第三・四半期と第四・四半期の割り振りの問題につきましては、実情を見ながら、ゆとりを持った考え方をいたしたいと思ひます。

○政府委員(小山雄二君) 先ほどのお話、特に中小公庫にたくさん申し込みがいくというふうなお話もございましたので、その点特に申し上げます。

中小公庫でやっております仕事の今の進行の工合は、銀行局長から答弁された通りであります。中小公庫は御存じのように相当金融機関を使ひまして代理貸しをやっております。この関係で、個々の代理店によって、ある程度ワタワタの数字のうちでソク的な取り扱いをいたしておりますた

めに、ある代理店に行きますと、そのワタワタがないというふうなことが、あるいはあるのかと思ひます。これも今度の災害の実情にかんがみまして、そこをあまりきつとぎめてしまわないで、ゆとりのある運用をするようにというところを、公庫にやかましく言っております。また、あるいはそういう向きがありましたら、直接公庫の方に話して願つて、資金のワタワタは十分余裕がございまして、できるだけ災害の実情にかんがみまして便宜の取り扱いをするように指示いたしてあります。

○勝俣君 銀行局長さんにお願ひいたしたいのでございますが、大体この線で、これは六億でございますが、六、七億の金だろうと思ひますけれども、これが今中小企業のほかの方へじゃんじゃん流れてしまつたり、いろいろしてなくなつてしまつたというやうなことがあつた場合には、また御考慮願ひするわけございませうか、どういう関係でしょうか。

○政府委員(石野信一君) そういう点になりまして全体の問題になりますと、やはり財政、政府資金のワタワタの問題もございまして、財源の問題もございまして、ここでもなくなつた場合に追加するかというふうなことにございまして、追加するといふふうにも申し上げかねる現状でございますが、いづれにいたしまして、今まで国民公庫につきましては、四十二億のうちで二十日までは、実際に実行いたしましたのがまだ十五億でございます。貸付決定いたしましたのが二十二億でございます。それから中小公庫の方も、六十三億の中で実際に金を貸付実行いたしましたのが二十一億でございます。貸付の決

定が約二十四億でございますから、そういう意味において金がなくなつてしまつたといふことはございませぬ。できるだけ早く軌道に乗せまして、中小公庫、国民公庫の指導をいたしまして、御期待に沿うようにいたしたいと思つております。

○勝俣君 国民公庫の方でございしますが、この方はあまり借り手が少ないように、残つていふように思へるのでございまして、そういうわけでもないのございませうか。あるいはこういうのを、これは公庫同士の関係があるから、なかなかこちらのやつをこちらに回すといふことは、閣議決定のこともあるが、なかなかむづかしいのでございませうけれども、一面、片方の方は大へん足りなくなつて、片方の方は非常に余つてきて、そして医療機関の方がうまうまいかなといふことがあると、私は困ると考へておるのですが、なおいずれかというものはこういう事務が下手でございまして、法律がきちんとしてからでなければ借りられないのだと、下手に借りれば損してしまふのだ、利息やら、いろいろ今、銀行局長の言われるように、あとから直してもらへるというやうなことがなかなかわかんないものでございまして、割合に出発がおそくなりはいかないかというやうに考へて心配しておる、それが一つ。

それからいま一つは、これは貸して下さる方からの保証の問題でございまして、この前の二十八年災のときは、保証が非常にむづかしいもので、この金をほとんど借りられなかつた話があるのございまして、担保の問題でございまして、これは私は今度は全国皆保健のやうな調子になつて参りますから、そういう線で一つ何とかさういふところも担保の一つにはいはいないかといふやうに考へておるのでございまして、どうしても担保形式が非常にやかましいとなかなか借りられなくなつてくる、あるいは医者などという商売は、御承知のように個人々々の患者を対象にしておりますから、大きな取引関係といふものは割合少ないものでございまして、担保といつてもなかなかむづかしい、こういうところがございまして、その点を十分御考慮いたさうに願ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) 最初の方は国民金融公庫と中小金融公庫との金の出方の比較でございまして、必ずしも国民金融公庫の方が金が増えておるといふことではございませぬ、先ほどの割合から申しますと、件数で比較いたしますと、国民金融公庫の方は細かい非常に数多くの申し込みがある関係がございまして、最初のうち少し出足がといひますか、貸付の決定が適用します件数で申しますと五五%と五五%と、これは二十日現在でございまして、程度でございまして、中小公庫の方は七三%程度出ているといふことでございまして、今まあ出ている金額で比較いたしますと、国民公庫の方が余つていふやうな印象を持つ方もございませぬけれども、これは貸付の申し込みと今の比率から申しまして、国民公庫の方も大体同じやうな需給関係になるのではないかと申すに考へております。それから確かに百五十万円まで三年間六分五厘といふやうな、特に有利な条件で借りられるの

から、そういう線で一つ何とかさういふところも担保の一つにはいはいないかといふやうに考へておるのでございまして、どうしても担保形式が非常にやかましいとなかなか借りられなくなつてくる、あるいは医者などという商売は、御承知のように個人々々の患者を対象にしておりますから、大きな取引関係といふものは割合少ないものでございまして、担保といつてもなかなかむづかしい、こういうところがございまして、その点を十分御考慮いたさうに願ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(石野信一君) 最初の方は国民金融公庫と中小金融公庫との金の出方の比較でございまして、必ずしも国民金融公庫の方が金が増えておるといふことではございませぬ、先ほどの割合から申しますと、件数で比較いたしますと、国民金融公庫の方は細かい非常に数多くの申し込みがある関係がございまして、最初のうち少し出足がといひますか、貸付の決定が適用します件数で申しますと五五%と五五%と、これは二十日現在でございまして、程度でございまして、中小公庫の方は七三%程度出ているといふことでございまして、今まあ出ている金額で比較いたしますと、国民公庫の方が余つていふやうな印象を持つ方もございませぬけれども、これは貸付の申し込みと今の比率から申しまして、国民公庫の方も大体同じやうな需給関係になるのではないかと申すに考へております。それから確かに百五十万円まで三年間六分五厘といふやうな、特に有利な条件で借りられるの

だから、今借りてしまつと損するのではないかといふことは、通常考へるのには無理ないと思ひます。そういう点につきましては、私もいたしまして、も大体この法律案が、私も厚生省とお話し合ひしているやうなことで通りますめでもつきましたら、それによつて公庫や金融公庫の方にも指導いたしまして、大体あとで契約改正をする前提で、そういう方が来られたときにあらかじめお貸しするやうなことを断つたりしないといふやうに、よく指導いたしたいと思ひます。

それから担保の問題でございまして、これはまあ金融機関でございまして、全然担保なしにというわけにも参りませぬ、災害の場合にさういふ条件についての程度の担保で満足するかといふやうな実際の運用の問題等につきましても、ある程度、何と申しますか、案にやつておるかと思ひます。そういう点について、一般中小企業の金融の考えと同じやうな考え方、全然担保を取らないでというわけにもいきませぬけれども、できるだけ御趣旨に沿うやうなことをいたしたいと思ひます。

○勝俣君 御承知の健康保険は、毎月二万円おくれ金をもつておりますので、基金の方からあるいは今度国保は、全部やういふやうな資金は、これは保険者の方から払つてもらうわけですが、半額は、こういふやうなところは非常に正確な担保じゃないかと私は思ふ。よく地方でもみんなよそから借りるときには診療費を健康保険から毎月もらいますから、そのうちの何割かといふやうなものを頭からはねてもらつて、銀行の方ではさうい

だから、今借りてしまつと損するのではないかといふことは、通常考へるのには無理ないと思ひます。そういう点につきましては、私もいたしまして、も大体この法律案が、私も厚生省とお話し合ひしているやうなことで通りますめでもつきましたら、それによつて公庫や金融公庫の方にも指導いたしまして、大体あとで契約改正をする前提で、そういう方が来られたときにあらかじめお貸しするやうなことを断つたりしないといふやうに、よく指導いたしたいと思ひます。

いうことになり、ますますいい点と悪い点があり、不利な点もありますから一応はずしたのでございます。

○近藤信一君 今の答弁によると、病院、療養所ですか、個人の経営している医院です、あそこは除外されるのですか。

○説明員(黒木利克君) それは入りません。

○勝俣稔君 ちょっと関連して。今三カ年間だけが六分五厘だというようなお話ですが、銀行局長からお聞きしたのですが、これはそういうわけですか。間違つておるのじゃないですか。私どもは五カ年間とか七カ年間かどうか、その点のところ厚生省はどういうふうに、私は何か一カ年は据え置きで、あと七カ年間とか何やらは六分五厘というような話を聞いておったのですが。

○説明員(黒木利克君) 貸付金額のうち百五十万円までは三年を限り、年六分六厘五厘、他は通常の利率、償還期限は七年ということでございます。閣議決定で一般の中小企業に対しては貸付金額のうち百五十万円までは三年を限り、年六分五厘、他は通常の金利ということになっておりますが、それが百五十万円に医療機関は限度を引き上げたというところでございます。

○勝俣稔君 それでは特別の云々というのはどれだけのいいのかな。

○説明員(黒木利克君) 先ほど申しましたように、一般の中小企業に対しては貸付金額のうち百五十万円までは三年を限り、年六分五厘、医療機関に対しては、この貸付金額のうち百五十万円までは三年を限り、年六分五厘、それから償還期限が医療機関につきましては五年以内と、七年、一艘につきましては五年以内と、

以内という言葉が入っております。それから据置期間が国民金融公庫とか中小企業金融公庫につきましては一年以内という言葉が入っておりますが、それが一年というふうな、一般の中小企業とこの三点が違ふわけでございます。

○勝俣君 そうするといひは五十万円だけ、それと年限が二年だけ多い。これは七年だし片方は五年だから……。

○説明員（黒木利克君） 五年以内です。

○勝俣君 それだけでいいか。今一つ据え置きが一年、これはありがたいですが、私が初め聞いたときには何かひどく喜んでみたけれども、ちょっとまだ物足らぬところがあるのです。まあしかしきまつたことですから、この範囲内において先ほど来申し上げたように、さあ借りと云つたら金がない、えらいやかししい担保のことを言つてもらつちや困るし、僕はあのくらい確かな担保はないと思うのでございませうね。基金の方から、毎月向こうから医療費をよこしてくるのですから、そこから何とかやつてもらうというふうな式にしなければ間違ったと思ひますがね。これだけ確かなものは私はないと思ひますけれども、なるべくその点を、割合にこれでも金にしてみるというところと有利な方から、各銀行の方ではもっと有利な方に貸したいというのは金融業者としてあたりまえのことだと思ひるのでございますが、その点を十分納得がいくようにしていただきたいと思います。

○政府委員（石野信一君） ただいま勝俣委員からお話ございましたが、先ほど来申しますように、一般の中小企業との区別のことにつきましては、いろいろの立場がございまして、いろいろ議論を戦わした結果決定いたしましたので、御了承を願ひたいと思ひます。決定いたしました以上、その線に沿つて、法律の趣旨に沿つて私どもいろいろと努力をいたしたいというふうな考へております。ただ担保の点につきましては、おっしゃる通りに将来の収入を担保にするというのはちよつと金融のいわゆる担保としては疑問があるかと思ひますが、しかし担保の点等についてもあまりやかましくして実際に借りられないようにならぬようにという御趣旨の通りに伺ひましたので、そういう点は実際の運営において実情に即してやらしていただきたい、こういうふうに思ひます。

○勝俣君 今の将来の云々ということとを言ひますが、毎月入ってくるのですから、地方の医師会あたりで医師会館を建てるようなときは地方銀行は貸しますよ。私は長野県だけれど、長野県などでは八十二銀行がそういう意味で、医師会館を建てる場合の資金としてこのくらい正確なものはないと言つて喜んで貸しております。基金の方の関係も無論御承知でございませうけれども、お医者さんはあの医療費をもらわなければこれからは食つていけないのです。だからそういうところの担保というものは、最も私は正確なものの一つじゃなからうかと思ひますけれども、まあどういふものを持つて本人が来るかわかりませぬけれども、なるべくそういう点もお考え置きたいというところを重ねてお願いいたしておきます。

○委員（藤田藤太郎君） 私からも一言銀行局長にお尋ねしておきたいのですけれども、私もこれは一年据え置きで六分五厘ということ、この法律の一番あとを見ると、「通常の条件より有利な条件で貸し付けることができる」と書いてあつて、据置期間が一年で、三年だけ六分五厘、あとは九分三厘となつてゐる。これは勝俣さんも言われたように、私もちよつとやはり医療機関というのは普通の営業と違ふから何とか考慮する、たとえば医療金融機関というものを独立させてめんどろをみるといふようなことが、一つの改善の策として考えられるのですが、そのあとの四年間の利子も六分五厘にするというふうなことはできないのですか。

○政府委員（石野信一君） 全般的に医療機関につきましては、公益的な面その他のいろいろな面から金融についても特別の考へ方をしたかどうかというふうな問題が提起されておりますことは、承知いたしておりますけれども、何分この災害に際して一般の中小企業金融につきましても、中小企業金融公庫なり国民金融公庫より貸す九分三厘の金利自体が、非常にほかの一般の金融機関から借りる場合より有利なわけでございます。そこで従来災害の場合におけるこの限度についてはいろいろ検討しまして、ごくひどい場合には三十万円まで、三年間だけ六分五厘を適用いたしておつたのであります。今度一般中小企業についてもいろいろ議論もございましたが、結局百万円まで三年間は六分五厘を適用するというところになりました。これに対して医療機関について特別の例外をやるということにつきましては、医療機関の立場からすればまた当然ということかもしれませんが、また逆に一般の中小企業と

区別するということは批判もありまして、いろいろ議論の末、百五十万円までということになりました。それから期限の七年というの、これは普通平均でいきますと、中小企業金融公庫は三年六分五厘、国民金融公庫の方は一年八分五厘の平均でございまして、それで限度にしましても、普通大体中小企業金融公庫は五年、国民金融公庫は三年というふうなことであつて、償還期限が延びますと、償還金額もそれだけ軽くなる、年賦は軽くなるわけですから、それから据え置きの方も、通常の場合は国民金融公庫が三ヶ月、中小公庫の方は六ヶ月というふうなことで、これは一年というふうなことになるのであります。まあ一般の中小企業とどこまで区別するかというふうな問題につきましてもいろいろ議論のありましたところ、こういうことで厚生省と通産省とも話し合つてきめていただいたのでございませう。その点御了承いただきたいと思います。

○委員（藤田藤太郎君） 私は中小企業長官があつちに行かれたから聞きたかつたのですけれども、その中小企業金融公庫の金は、九割までが市中金融機関を通じて八割の損害保証、今度は六割の損害保証を市中銀行に課しておる。それで中小企業金融公庫の金を市中銀行にあつせんというのですか、業務をさせるために三分何厘という手数料を出しているというのですか。だから私はそういう面から見てみると、こういうことでいいの、かという感じが持つのです。だから、そういうことについては大蔵省は将来どう考へられているか、ちよつと意見をこの機会だから聞いておきたいと思ひます。

○政府委員（石野信一君） ただいまの手数料の問題は、代理店の手数料の問題はこれは公庫が払いますので、借り手の方の負担になるわけではございません。それで一般的に代理店を使つてゐることがいいかどうかという問題は、問題としては提起されておるわけですが、もつと直接貸しをやる方がいいじゃないか、これは将来の問題でございませうが、そういう点については問題は確かにありまして、一べんにどうするということもなかなかむずかしいと思ひますけれども、直接貸しをもう少し考へたらどうかというふうなことも検討する必要があると思ひます。ただ代理貸しであることによつて、實際上支所とか、そういったものを持つてたくさん人員を使用しなくても、非常に早く便利に貸せるというふうな面もございませうので、一長一短、両面のいいところ悪いところとありますが、研究をさせていただきますと思ひます。

○向井長年君 公的医療機関に対する補助率の問題ですが、国保はその限りでないというところで除外されておりますが、国保に対しても同一の補助をやるべきであると思ひますが、これは特に平素補助をされておるという立場から抜かれてゐるというように聞いておりますが、災害の被害に対する復旧、この立場から当然これは同じ補助率の扱いをすべきだと思ひますが、この点についてどうしてできないのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○説明員（山本浅太郎君） お話のように、国保の直診施設も概念的には公的医療機関に含まれることは当然であります。現医療法のほかに国民健康保険法、御承知のように国民健康保険事

業に要する経費について補助金を交付することができるといふ規定がございまして、本来予算上はこの規定に基づきまして、従前から補助の取り扱いを別におるのでございまして、今回の災害特別立法におきましては、公的医療機関に対する対策は、診療棟、病棟のみについて二分の一を補助することになっておるわけでございますが、国保の直診につきましては、これは従前もそうでございまして、今回も診療棟、病棟といったもののほかに給食棟、あるいは医師住宅、あるいは看護婦宿舎、あるいは医療機械等一切の設備につきまして、補助の対策をいたしまして、その三分の一を補助することとしたしておるのでございまして、国保の直診の性格といえますが、市町村財政等に対する関係におきまして、このような本来医療法でやっております診療棟、病棟のほかに、市町村としてはどうしても付属の給食棟、あるいは医師住宅、看護婦宿舎、医療機械もやはり補助の対象にしなければならぬという切実な事情がございまして、場所によって多少違いますが、場所以によって多少違いますが、こういう補助対象を広く取り上げる、従前と同じようなやり方で二分の一、三分の一といった方が場合によりまして有利なようなところもあるかと思われ。そういう従前の予算の立て方を踏襲いたしまして、特に異なつた措置をとるといふことになつた次第でございまして。

○向井長年君　そうすると何ですか、引き上げを認めているが、他のいわゆる公的な医療の二分の一、その範囲を多くするためにこれは認めないのだ、こういうふうな解釈ですか。

○説明員(山本浅太郎君)　大体そういうことでございまして、いろいろな地方の実情を聞きまして、もちろんこうしたもの、つまり病棟、診療棟のほかに施設についても、あるいは機械、器具についてもめんどうをみてもらわなければ困るという切実な要望もございまして、そういう次第で立て方を異にしております。

○向井長年君　いわゆる予算で押えられていながら、金の面では厚生省としては引き上げをしたいけれどもできない、もしそれが許されるならばいい、こういう考え方でいいですか。

○説明員(山本浅太郎君)　いい方がいろいろ見地からは仰せの通りでございますが、なお二十八年の当時にございましては、この直診につきましては、何ら特別の措置をしなかつたというふうな歴史的事情もございまして、今回予備費支出ではございすけれども、特に財政当局とどのような話をしましたことは、二十八年災害時に比べますと大きな進歩である、こういうふうにかえております。

○向井長年君　私わからないのは、結局一般の食費ですか、こういうものの給付もあわせて直診の場合にはやっています。そういうことから考えて現在の三分の一が当然であつて、公平から考えて、従つて二分の一に引き上げる必要はない、こういう考え方であるのか、それとも引き上げたいけれども、いわゆる予算の面ではやり方の一つがある、こういう立場からできないのか、どちらなんですか。

○説明員(山本浅太郎君)　援護を厚くする意味におきましては、もちろん多い方がいいといふことは考えるのでござい

ますが、この医療法の建前と、大體実際の均衡をとるといふようなことからは、この程度でやむを得ないのではないかと、こういうふうにかへる次第でございまして。

○向井長年君　他の均衡から考えて……

○説明員(山本浅太郎君)　はあ、……

○向井長年君　予算がないからというのでは……

○説明員(山本浅太郎君)　ええ、……

○向井長年君　もう一つ、これは災害対策委員会でも質問があつた問題ですが、病棟なり施設に対する復旧の補助ですが、これについて予算の範囲内で二分の一の補助をする、こういう形になっておりますが、これは各地域において問題になつたのですが、いわゆる復旧だけではなくて今後改良を加えていく、こういう立場においてそういう多額の予算も必要である、こういう場合においてはあくまでも二分の一を出すといふことははっきりしておるわけですね。いわゆる具体的に言うならば、現在までの施設が一千万円だった、これが五千万円必要である。改良を加えて堅固なものにするためには、そういうためには二千五百万円を出す、こういう結果に明確になるわけですね。

○説明員(山本浅太郎君)　このたびの公的医療機関に対する国庫補助は診療棟と病棟の原形復旧の二分の一の額を補助額として支出する。ただし改良復旧を認めないわけではない。その資金の手当は起債において二億円、農業協同組合の病院にしましては一億七千万円の融資によりまして改良復旧の実際の上がるように協力をする、こういう

ような決定をしておる次第でござい

ます。

○向井長年君　ちよつと……。災害対策委員会では森委員の質問に対して、改良復旧を加えたものでやるといふことを政府当局から答弁されておると思うのですがね。

○説明員(黒木利克君)　当日申しましたのは、補助の対象施設としては改良復旧をする施設も含む、しかし補助の額は診療棟、病棟の原形復旧の二分の一である、しかし改良復旧に要する資金等について融資とか、起債とか、そういうことで援助をする、こういうふうな答弁をしたのでございまして。

○委員(藤田藤太郎君)　よろしゅうございまして。それでは御質疑もないうです。それから、本案に対する質疑はこの程度で終了したいと存じます。御異議ございませんか。

○委員(藤田藤太郎君)　御異議ないものと認め、次に移りたいと存じます。

○委員(藤田藤太郎君)　次は、法律第九号の質疑を願います。第九号は昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案でございまして。質疑を願います。

○委員(藤田藤太郎君)　次は、法律第九号の質疑を願います。第十号は、昭和三十四年七月及び八月の風水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた都道府県の災害救助費に関する特

別措置法案。

私一つ聞いておきたいのですが、災害救助法の関係によりまして、きのうも質問したのですけれども、いろいろ問題がたくさん出てきていると思うのです。政府は災害基本法というのを作るといふような構想で、今度の通常国会には云々という話がありました。それから水防であるとか、その他関係のもの、一つの強力な組織で災害救助をやらうという、そこまでは仰せられなかつたと思ひますけれども、そういう構想だらうと思ひます。で、そういう構想がおくれるとしたら、今度の仮設住宅にしても、食費の問題にしましても、たとえば一週間、六日間というが、何カ月も延ばさざるを得ないというふうな状態になつておるわけですね。

ですからそういう改正ですね、当面の災害地にはいつ間に合うかわからないものですから、その基本法というものは、いずればやろうという構想があると思ひますけれども、今日そういう目当てといふものをやはり厚生省は研究をされる必要があるのじゃないかと私は思ふのですが、災害救助法自身について、たとえばきのうの自治庁の長官のお話を聞くと、市町村において見舞金を出したもののについては交付税で見ると、こういう発言をしておられます。そうなつてくると、私たちが何とか見舞金をあげる、市町村が財源の甲乙によつて一百万とか五百万とか出してやる、交付税でみるのだ、これは当然見てもいいけれども、しかしそういうことではいかうか。これはやはり災害救助法でまづめて、そういう見舞金であるとか立ち上り資金、あの救助法でいくと一万二千円ですね、そ

ういろいろなものがあるから、詳しいことは言いませんけれども、そういう点は考慮しておられるか。厚生省もより相手をされていると思えますから、この際一つ大臣から御意見を聞きたいと思います。

○国務大臣(渡邊良夫) 昨日の災害委員会におきましても、岸総理からも災害基本法は通常国会あたりにできれば出した、という考えを述べられておられました。それでありますから、私も災害救助法の、もちろん内容につきましてもこれは検討いたすべき点が多々ございするが、こういう基本法ともならみ合わせまして、関係各省と早急に連絡をとりまして、そうして政府自体がどういうふうなことを取りまとめるかということにつきましても、なるべく早く関係連絡機関というふうなものを有機的に持つことによりまして、政府の方針と同一方向で処理していきたい、かように考えております。

○委員長(藤田藤太郎) だから、地元で問題が起きてきたら修正せざるを得ぬから修正するということではない、やはりある程度構想をきめて、今後の改正をしていくことにすればよろしいと思います。

○近藤信一 これは今までのいろいろと質問がされたことだと思っておりますが、たとえば災害救助法によつていろいろと救助の方法をとり、たとえば災害救助法でいくと、領収書を取つてこなければならぬということになっているのですが、それが取れない場合が多々あると思うのです。今度の場合そういうのはどうですか。市電

もですか。

○政府委員(高田正巳) 今までの災害の場合におきましては、もちろんたき出しのむすびを一々領収書を取るというふうなことは、これは事務の性質としてございせんけれども、たとえば寝具、毛布等を配りましたような場合には、実際に罹災者に配つたのがどこに配つたのかわからないというふうでは困りますので、取ることにいたしてあります。現実にとつてあります。従つてこれは府県の負担になる、県費の支出ということになるのであります。府県にもやはりそういう会計上の規則があるはずでございますから、府県当局としてもそういうふうな方向でこれを取り扱ふと思ひます。ただ今度の災害のように、非常に特殊な場合に、現実にはそれが考えられぬ、従来取つておつたものでもそれが考えられぬいろいろな側面の調査からこれは確実にそういうふうに支出しておつたということが認定できるようなものにつ

きましては、私もといたしまして、十分実情に即した取り扱ひをして、国庫補助の対象にも算入して参りたい。これは抽象的に領収書を取らぬでもいいということになりますと、これはなかなかそういうふうには言い切れなないのであります。具体的なケースをよく調べまして、十分に確信の持てるものにつきましては実情に即した措置をとりたい、かように考えております。

○近藤信一 それから名古屋市の場合なんか、罹災者がほとんど流されてしまつて金も持っていないと、こういう場合には市電を無料で乗せたのです

ね。水道なんか無料給水したのです。が、こういうような場合どうですか、対象になりますか。

○政府委員(高田正巳) 災害救助法は、こういう救助をやるという救助の種類が実は法律で九つござつております。そうしてさらに政令で二つほどきまつてあります。今の市電に乗せるというものは、これは罹災者をたえあはる一定の避難所に救助の必要のためにその人たちを運ぶために市電に乗せたというふうな場合には、これは移送とかなんとかというこの経費で災害救助法の対象に当然なります。ただ罹災者にはお金の毒だから市電を負けたんだということになりますと、その罹災者が方々歩き回るので市電を負けたのだということになりますと、これは救助法の経費としては無理であろう。それから今の水道のお話でございますが、罹災者には給水をした、必要に応じて飲料水の供給というのが救助の重要な種類としてございします。従つて、たとえば今回の冠水地帯等に、先

生も御存じだと思いますが、石油カンとか一升ビンに詰めて舟に積んで冠水地帯の各戸に配つております。非常にこれには実は現地では苦勞をいたしたことでございします。こういうふうなものに關する費用というものは、これは当然飲料水の供給に關する費用としてわれわれは災害救助法で見ても参るべきものと考へております。ただ一般的に災害地において水道料を負けたというふうなものにつきまして、これが救助法の対象になるかどうかということは、ちよつとやはり若干疑問があるように思ひます。

○近藤信一 集団的に避難する場合

には、やはり当然対象になりますけれども、たとえば集団でなくて自分の住む家がみな冠水、冠水しておる、そこで自分の知人なり親戚なりをたよつて行く場合に、金がない、その場合にやはり交通機関は金を出せというふうなことでだいぶトラブルがあつて、やはりわれわれは罹災者から、金のない者から取るなんて無理じゃないかということ、市なり私鉄なり、国鉄もやりますけれども、そういうような便法で罹災者から取らないということにして、どんでん避難したんですから、そういう場合もですか。

○政府委員(高田正巳) 災害救助法ということになりますと、県の負担になるわけでございします。今名古屋市の問題を御指摘のようでございしますが、どうも私は、そういうのは災害救助法として県に負担させることは無理だと思ひます。やはり名古屋市の一つの基本法的な使命をいたしまして、住民の何と申しますか、そういうような福祉としてめんどうを見ようというものは本来の任務でございします。そういうような経費につきましてはやはり名古屋市の負担すべきものであつて、これを愛知県

の負担にするというふうなことは少し無理ではないか、かように一応先生の御出題については判断いたしますけれども、なお実際にどういうふうに行なわれたかということをよく調べまして、その上で一つお答えいたしたいと思ひます。

○近藤信一 給水の問題でも、冠水をしておる所でも消防自動車か何か持つていつて給水をやつたところがあるが、冠水地区でもほとんど破壊されてしまつて、たまたまあつちこつちで道路がくずれて、その中に水道管がばんとあつて、その水道が利用できるという場合には、その付近の人たちはその水道を利用して使つていただかれますが、その場合、それに個人の水道料を支払ふといつても、その人たちは支払い能力がないわけですから、そういう場合当然支出が市にかつてくるので、そういうのはあつちこつちにくさんあると思うのです。従つて市では冠水地区に対しては水道料金を一か月かこれを徴収しなかつた、こういう場合もですか。

○政府委員(高田正巳) 今御指摘のように、幸いに名古屋市の今回のあれで水道が助かつておりました、御指摘のようないふ例が多々あることは私も承知いたしております。同時にまた名古屋市の給水車を使つて給水をいたしたのもございします。それで給水車なんかを使つてやりましたそれに要した費用というものは、先ほど申し上げましたように救助法の対象の費用といたしまして府県の負担、これに對して國が補助するということとは問題なく入り得る。しかし、公營施設の、いわゆる市が経営しておる水道の使用料をある地域についてはその期間一時免けてやつた、免除してやつた、これの損害について災害救助法でカバーをするかどうかということになりますと、これは結局市と県の負担区分の問題になるわけであります。よほどこれは検討してみまさんと、私今直ちにこの席で救助法の対象としてやつていただけるものであるということをやつちと言ひたいと思ひます。

○委員長(藤田藤太郎君) ほかに御質疑はございませんか。——御質疑がないようですから、本案に対する質疑はこの程度で終了したいと思いますが、御異議を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) それでは御異議ないと認め、次に移りたいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 次は第十一号でございます。第十一号は、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者に対する母子福祉資金の貸付に関する特別措置法案でございます。質疑を願います。

○委員長(藤田藤太郎君) それでは、これは衆議院で修正しておりますので、その説明を政府の方から簡単に……

○政府委員(大山正君) 据置期間の点が修正になっております。この法案の第二案の中にあります生業資金の据置期間が政府原案で二年間、事業継続資金が一年六か月間、住宅補修資金が一年間、こういう据置期間であったのでございますが、いずれも二年間とするという修正でございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 御質疑はございませんか。——御質疑はないようですから、本件に対する質疑はこの程度で終了したいと思いますが、御異議を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、次に移りたいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 次は法律第二十五号、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

に際し災害救助法が適用された地域における国民健康保険事業に対する補助に関する特別措置法案でございます。御質疑を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) それでは、これは衆議院で修正しておりますので、その説明を政府の方から簡単に……

○政府委員(大山正君) 据置期間の点が修正になっております。この法案の第二案の中にあります生業資金の据置期間が政府原案で二年間、事業継続資金が一年六か月間、住宅補修資金が一年間、こういう据置期間であったのでございますが、いずれも二年間とするという修正でございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 御質疑はございませんか。——御質疑はないようですから、本件に対する質疑はこの程度で終了したいと思いますが、御異議を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、次に移りたいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 次は法律第二十五号、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

ますので、私もいたしましたし、必ずしも過去のやり方そのままだというところでなくて、各方面の御意見を十分検討いたしまして考えてみたいというふうに考えております。なお御案内のように、特別国保の内容、給付内容を見ますと、これもまたピンからキリまであるという状況でございますので、そういう現に行なっております給付の実態というものも十分見ました上で、公平の原則といったようなものと実情との調整を考えていきたいと思っております。なおこまかい数字をちょっときょう持つて参りませんでしたので、国民健康保険課長が出ておりますので、必要でございましたら説明いたさせていただきます。

○委員長(藤田藤太郎君) ではちょっとと説明を。

○説明員(小池欣一君) ただいま次長から御説明を申し上げました通りの状態でございますが、市町村の場合と国民健康保険組合の場合は制度並びに考え方を異にいたしておりますので、昨年度は御承知のように二千九百六十三円で頭打ちをいたしましたわけでござい

○委員長(藤田藤太郎君) はかに御質疑はございませんか。——御質疑がないようですから、本案に対する質疑はこの程度で終了したいと思いますが、御異議を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、次に移りたいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 次は法律第二十五号、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

○委員長(藤田藤太郎君) 次は法律第三十三号でございます。昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害を受けた者等に対する福祉年金の支給に関する特別措置法案でございます。質疑を願います。

○委員長(藤田藤太郎君) それでは、これは衆議院で修正しておりますので、その説明を政府の方から簡単に……

○政府委員(大山正君) 据置期間の点が修正になっております。この法案の第二案の中にあります生業資金の据置期間が政府原案で二年間、事業継続資金が一年六か月間、住宅補修資金が一年間、こういう据置期間であったのでございますが、いずれも二年間とするという修正でございます。

○委員長(藤田藤太郎君) 御質疑はございませんか。——御質疑はないようですから、本件に対する質疑はこの程度で終了したいと思いますが、御異議を願います。——「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないと認め、次に移りたいと思います。

○委員長(藤田藤太郎君) 次は法律第二十五号、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の水害

ね、家財道具や何かの。○説明員(小山進次郎君) ただいま先生がお話になっておられるのがいわゆる条件になっておるわけです。本来ならば、七十以上になれば、あるいは一級該当の身体障害者であれば当然にもらえるはずのものを、特に所得が十三万円以上であれば次年度御遠慮願う、こういうことで支給停止をしているわけでありまして、そのこと自体がいろいろな意味で批判されている、こういう事情でございます。

○近藤信一君 政令で、田畑、宅地、家屋その他の資産と、こうなっているのですが、これはどういう点ですか。

○説明員(小山進次郎君) 政令では、田畑、宅地、家屋、その他の財産とは少なくとも生業の維持に必要な資産、一般に商売道具といわれておるものでございまして、あの種のもは一つ網羅するように規定したい、かような考えでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) これはやはり田畑、宅地、家屋、その他の資産というものは、収益の概算ですかね、収益を……。今度は特例なんですよ。

○説明員(小山進次郎君) この規定の趣旨は、とにかく少し手痛い被害を受けた人は何とか救済したい、そういう趣旨の規定でございます。従って、住宅が家財か田畑か宅地か、あるいは先ほども申し上げた商売道具か、どれかに一つ手痛い打撃を受けたらなるべく一つ支給制度を解除したい、こういう趣旨の規定でございます。

○近藤信一君 今の御説明によりますと、田畑、宅地、家屋、その他の資産ですか、それはいずれか一つがつかればこれはいいということですね。

○説明員(小山進次郎君) さようでございます。

○近藤信一君 全部そろわなくてもいいということですね。

○説明員(小山進次郎君) さようでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) ほかに御質疑ございませんか。

○勝保稔君 ことしあれで免除された人は、来年も結局は免除されることになるわけですか。

○説明員(小山進次郎君) さようでございます。

○委員長(藤田藤太郎君) もう一つ聞きますが、これはこういう工合に災害対策の法案がほかの方もあったらいいと思いますが、ほかの方はなかなかきびしいようですが……、これと離れて局長が大臣か、どちらかに聞きたいのですが、雇着者の年金が——国民年金ができて、それでその厚生年金との関係、そうして三十六年度から一般の国民年金が入りますね、ああいう構想はいつ時分まとなりますか。

○説明員(小山進次郎君) 国民年金が実施されることになりましたのを機会に、ただいま先生がおっしゃったように、従来は国家公務員なら国家公務員の退職年金だけ、あるいは一般の勤労者であるなら勤労者の年金として厚生年金を出すという工合に、やや別々に考えられる傾向があったわけでございますが、この機会にやはり国民の所得保障という観点からもう一回統一的に眺めて見直す必要があるんじゃないか、こういうような考え方が、特に先生方が強く御主張になり、与党の方でもその趣旨に同感であり、政府当局もそういう考え方であるの

で、その方の準備を進めて参りました、まず最初に手始めといたしまして、現在各種の年金制度の適用を受けております者で、実際上年金を受けないままでもうその制度の適用からはずれていくという人が意外に多い、たとえば厚生年金で申しますならば、女子については大体最後まで残って老齢年金が受けられる人は一割ぐらいしかなく、男子でさえもせいぜい六割五分ぐらい、ことに困ったことには、最後まで残っておれないという人がどちらかというと気の毒な方で、最後まで残っておって年金を受けられるという方が一般的に恵まれた人だという実態でもありますが、このことは何とか解決しないといけないということ、まず通算の問題をぜひ解決しよう、国民年金が実施されますという、少なくとも日本国民は生産年齢にありますが、国民年金の適用を受けておられるわけでございますから、制度がそれぞれ違っておるというものは、それぞれの事情がありまして、これは制度の立て方の方がそうなっておるだけでありまして、一生の間いろいろな職場を變えるということ、むしろ当然あり得ることでございます。そういうことで不利を与えないようにというので、通算をやるといふ基本的な方針は、すでに国会でも、政府の考え方を岸総理以下関係の大臣が約束しておられるわけでありまして、そういうことを実施いたしますために、ことしの六月から、次官會議の決定に基づきまして、関係各省によりまして、通算問題に関する連絡協議会を設けまして、そこで通算問題を解決するための具体的な実施案について検討しております。今日まで

の状況では、大体基礎的な検討を終わりました、特に、何と申しますか、一番大口でありますところの厚生省と大蔵省と、それから運輸省と、これに自治庁、この四省が幹事になりました、細目の具体案を作っておるということでございます。十二月の上旬くらいに、一応関係四省による非常に荒い粗案を作ったものを持ち寄って、それをお互いにたたき合つてまとめていく。大体のめどといたしましては、来年の四月ぐらいまでには、この関係四省による具体案をまとめまして、それをもとにして、先ほど申し上げました関係省による正式な協議会で、さらに二カ月程度練り上げる、まとまったら、それに応じた予算的な措置なり、あるいは次の年度の法制的な措置をする、こういうような段取りで進んでおります。それから二番目の問題は、各年金においてあまり金額が違い過ぎるというような問題があるわけでございまして、これは一応現在の段階では、にわかに解決できないといたしまして、少なくとも、その制度によって、在職中に死亡した場合に、ある制度は一年たてば遺族年金がもらえる、ところがある制度になりまして、最もはなはだしいのは十七年たないと遺族年金がもらえないというような、非常なアンバランスがございまして、傷害年金にもややこれに類似した傾向が現われておりますが、こういうような問題は、何とか関係省で考え合つて、努めて国民の福祉を守る上から見て穴のないようにしようじゃないか、これを第二段の仕事として残しておるわけでございます。

それ以上に進みましたいろいろな調整措置につきましては、ちょうど、これを含めまして、社会保障全体についての総合調整の方策をやるということ、内閣の社会保障制度審議会に内閣総理大臣から九月に諮問をいたしましたので、この諮問に対する答申案ができますところを見計らつて進めよう、大体そういうような進め方で準備が進んでおります。

○委員長(藤田藤太郎君) ありがとうございます。

ほかに御質疑はございませんか。

御質疑がないようでございますから、本案に対する質疑は、この程度で終了したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田藤太郎君) 御異議ないものと認めます。

以上をもつて、本小委員会の審査は終了いたしました。

なお、委員会に対する報告の内容等につきましては、小委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○勝保稔君 ちよつとこれは速記がなくていいんですが……。

○委員長(藤田藤太郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤田藤太郎君) 速記を始めて。

それじゃ、御異議ないものと認めて、委員会は散会いたします。

午後三時九分散会